

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人名古屋市身体障害者福祉連合会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条第1項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号で定める報酬、賞与其他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対して、評議員会、理事会、その他役員等の職務執行にかかる会議等（以下「会議等」という。）への出席の対価として、報酬を支給する。ただし、会長及び常務理事にあつては、1日について他団体が主催する会議等にのみ出席する場合であつて、当該会議の主催者から報酬が支給される場合は、報酬を支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬を支給しない。

(報酬の額)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

- 2 全理事の報酬総額は、年間300万円以内とする。
- 3 全監事の報酬総額は、年間30万円以内とする。
- 4 役員等の報酬の額は、別表第1に定めるとおりとする。

(報酬の支給日)

第5条 会長及び常務理事の報酬は、前月21日から当月20日までの分について当月末日（その日が銀行の休業日の場合はその前日）に支払うものとする。

2 会長及び常務理事以外の非常勤役員等の報酬は、原則として職務執行の当日に支払うものとする。

（報酬の支給方法）

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（費用）

第7条 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。ただし、役員で職員としての立場を有するものに対しては、法人職員として費用が支給される場合は、当該費用は支給しない。

2 役員等に旅費を支給する場合は、法人職員の出張旅費基準に準じて支給する。

（公表）

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

（その他）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月15日から施行する。

別表1 役員等の報酬の額（第4条第4項関係）

評議員	会議等への出席の都度、1日につき11,700円
理事（会長、常務理事を除く。）	会議等への出席の都度、1日につき11,700円
会長	会議等への出席の都度、1日につき13,500円
常務理事	会議等への出席の都度、1日につき12,600円
監事	監査及び会議等への出席の都度、一人一律11,700円
常勤役員	該当者なし（職員としての給与が支給される者を除く。）